

新しい岩手県食の安全安心推進計画（H28～H32）の概要

資料1
新しい計画【計画期間：H28～H32（5年間）】

《**現行計画の基本目標**》（H23～H27）
 県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

- 食品関連事業者は安全な食品を生産・供給
- 県民は食品関連事業者の取組を理解
- これによりすべての関係者の相互理解及び県民の食品に対する信頼が醸成され、安心して食生活を営める社会が実現

現行計画の施策

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援
 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援
 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成
 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策5 食品の適正表示の推進
 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進
 施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供
 施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

III 食品に対する監視・指導の充実・強化

施策9 生産段階における監視・指導
 施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導
 施策11 輸入食品に対する監視・指導

IV 食の安全安心を支える体制の整備

施策12 危機管理体制の整備
 施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進
 施策14 情報の提供と相談体制の整備

【食の安全安心を取り巻く現状・社会情勢等の変化】

- ・国内においては、食品への異物混入事例、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による大規模な食中毒、農業の意図的な食品への混入事例等が発生
- ・HACCP導入促進に向けて、新たな衛生管理基準（HACCP導入型基準）を選択する施設等の支援等が求められる
- ・機能性表示食品の導入を含む新たな食品表示制度がスタート
- ・県内においては、東日本大震災津波の発生や原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響、食品の偽装や食中毒などの事件が発生

■計画のポイント（岩手県食の安全安心推進条例の基本理念）

- ・食品を摂取する県民の視点に立って必要な施策を講じる
- ・食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する措置を講じる必要
- ・事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解と連携
- ・環境に及ぼす影響について配慮

■新しい計画への移行の考え方

- ・現行計画の柱を基本に、Ⅲ「食品に対する監視・指導の充実・強化」とⅣ「食の安全安心を支える体制の整備」を統合

成果と課題

【成果】

- 岩手版HACCPの普及や岩手県版GAP導入産地の拡大などに努め、取組は概ね計画どおり実施（営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCP導入割合 H21：29.9%⇒H26：50.1%）
- 営業施設での食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生

【課題】

- 食品表示の指導、リスクコミュニケーションや出前講座を着実に実施（JAS法違反による改善命令件数 H21：2件⇒H26：0件）
- 「購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じない人の割合」は36.0%と低い状況

【成果】

- 農薬の適正使用の指導や家畜伝染性疾患のサーベイランス、貝毒及びノロウイルスの出荷前自主検査等の指導に努め、計画は概ね達成（本県産ホタテガイ等の貝毒を原因とする県内の食中毒発生件数 H21：0件⇒H26：0件）
- 営業施設での食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生

【成果】

- 食の安全安心に関する危機事案対応するための訓練の実施や食品表示110番の設置などにより食品表示の適正化を図った。（食品表示の適正表示店舗率 H21：90.8%⇒H26：100%）
- 「食の安全性確保の取組が行われていると感じる人」の割合は、平成26年度は78.8%（平成21年度79.4%）で横ばいで推移

【県内における状況】

- ・食中毒の発生件数 H21：5件⇒H26：10件
- ・不良食品の発生件数 H21：44件⇒H26：58件
- ・食品衛生法に基づく回収命令事案 H21：1件⇒H26：1件
- ・食品表示に関する処分状況 H21：0件⇒H26：0件
- ・事業者の自主回収事例 H21：3件⇒H26：19件
- ・県産農林水産物等の放射性物質濃度の基準値超過件数 H24：240件⇒H26：3件
- ・流通食品の放射性物質濃度の基準値超過件数 H24：0件⇒H26：0件

【基本目標】
 県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

施策の方向	主な取組
I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・より高度なGAP活用の拡大等 ・岩手版HACCP及びHACCP導入型基準の普及等 ・農業管理使用アトバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成 ・環境保全型農業の実践の支援等
II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に基づく点検指導、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等 ・出前講座等の実施、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等 ・自主回収報告制度による回収の促進等の増進等
III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・農業適正使用の指導、家畜伝染性疾患の発生予防の検査・監視、貝毒の監視・指導等 ・県内流通食品の検査及び監視・指導、団体など大規模イベントに向けた監視指導の強化等 ・輸入食品に対する収去検査と監視・指導等 ・食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施、東日本大震災津波を踏まえた災害発生時の食の安全安心の確保等 ・残留農薬や動物用医薬品の分析法開発に関する研究等 ・食の安全安心に関する情報発信、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表等

【計画の推進と進行管理】

- 毎年度、岩手県食の安全安心委員会による施策評価を行い、結果を公表
- 県民等の意見を施策に反映